

建築物省エネ法における軽微な変更

軽微な変更 C

建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更

- ・ ルート A 及びルート B に該当しない変更や「空気調和設備の新たな設置」や「空気調和設備の熱源機器の変更」などが該当
- ・ ルート C に該当する場合は、再計算した内容を所管行政庁等が確認し、内容に誤りがなければ「軽微変更該当証明書」を発行しますので、事前に、「軽微変更該当証明申請書」を提出してください。（申請手数料が必要です。）
- ・ 建築基準法に基づく完了検査時に、当該「軽微変更該当証明書」とその内容が判る図書一式をあわせて提出してください。

◆以下の建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更は「計画変更」となり、法第 12 条第 2 項の規定に基づく手続きが必要です。

- ・ 建築基準法上の用途の変更
- ・ モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
- ・ 評価方法の変更（標準入力法⇔モデル建物法）